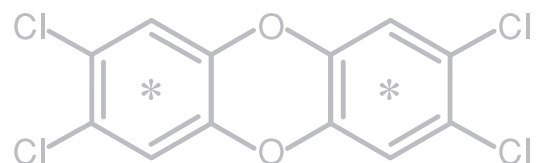
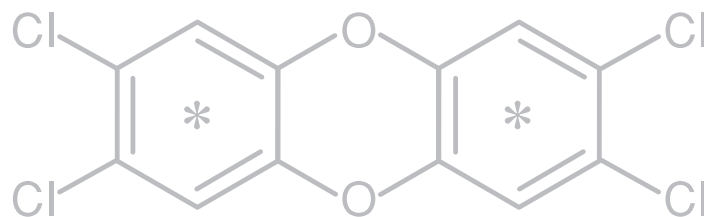


2,7-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,7-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzo-p-dioxin
 Octachlorodibenzo-p-dioxin
 2-Monochlorodibenzo-p-dioxin
 2,3-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 2,7-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,4-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,6-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,7,1,2,3,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,9-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,6,7-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,7-Pentachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,4,6,8/1,2,4,7,9-Pentachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,4,6,7,9/1,2,4,6,8,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzo-p-dioxin
 Octachlorodibenzo-p-dioxin
 2,8-Dichlorodibenzofuran
 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzofuran
 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzofuran
 2,3,4,7,8-Pentachlorodibenzofuran
 1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzofuran
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzofuran
 Octachlorodibenzofuran
 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzofuran
 2,3,4,7,8-Pentachlorodibenzofuran
 1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzofuran
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzofuran
 1,2,3-Trichlorodibenzofuran
 1,2,3,9-Tetrachlorodibenzofuran
 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzofuran
 1,2,3,4,6,8-Hexachlorodibenzofuran
 2,3,4,6,7,8-Hexachlorodibenzofuran
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzofuran
 Octachlorodibenzofuran
 2,7-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,7-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzo-p-dioxin
 Octachlorodibenzo-p-dioxin
 2-Monochlorodibenzo-p-dioxin
 2,3-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 2,7-Dichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,4-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 2,3,7-Trichlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,4-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin
 1,2,3,6-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin

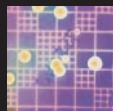
計量法に基づく 特定計量証明事業者認定制度

Specified Measurement Laboratory Accreditation Program



独立行政法人 製品評価技術基盤機構

はじめに

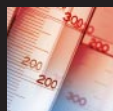


経済活動、産業活動、国民生活にとって、正確な計量が行われることは不可欠な要素であり、計量制度はその信頼性を確保するための技術的な社会基盤となっています。

環境分野においても、私たちの暮らしを環境汚染や騒音などから守るため、環境中の有害物質の濃度や騒音のレベル等の正確な計量がかかせないものです。

最近では、従来の計量制度が想定していなかった従来型公害の濃度レベルよりもはるかに低い濃度レベル（一兆分の一の濃度レベル）の計量ニーズが、ダイオキシン類等の極微量物質による新たな環境問題の高まりなどによって増大しており、このような極微量物質の計量証明の信頼性をより向上させることが必要となってきました。

このため、平成13年6月に計量法が改正され、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）が導入されました。



1 特定計量証明事業者認定制度（MLAP）とは

特定計量証明事業者認定制度（MLAP エムラップ: Specified Measurement Laboratory Accreditation Program）は、ダイオキシン類等極微量物質の計量証明の信頼性向上を図るため、平成13年6月の計量法の改正により導入された認定制度です。

MLAPの導入により、極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術が必要とするものとして政令で定める事業（以下、「特定計量証明事業」という）を行おうとする者は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（注1）に認定の申請をして、当該事業を行うために必要な一定の能力を有している旨の認定を受けることができますこととなりました（施行日は、平成14年4月1日です）。

（注1）国により指定認定機関が指定されている場合にあっては、「製品評価技術基盤機構」とあるのは、「製品評価技術基盤機構又は指定認定機関」と読み替えてください。

認定の区分

認定の区分は次のとおりです。

- 大気中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業（注2）
- 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業（注2）
- その他（注3）

標章と計量証明書

認定を受けた特定計量証明事業者（以下、「認定特定計量証明事業者」という）は、認定を受けた旨を示す標章（認定シンボル）を付して計量証明書を発行することができます。

計量証明書の例、標章（認定シンボル）を以下に示します。

[計量証明書の例]



[標章（認定シンボル）]

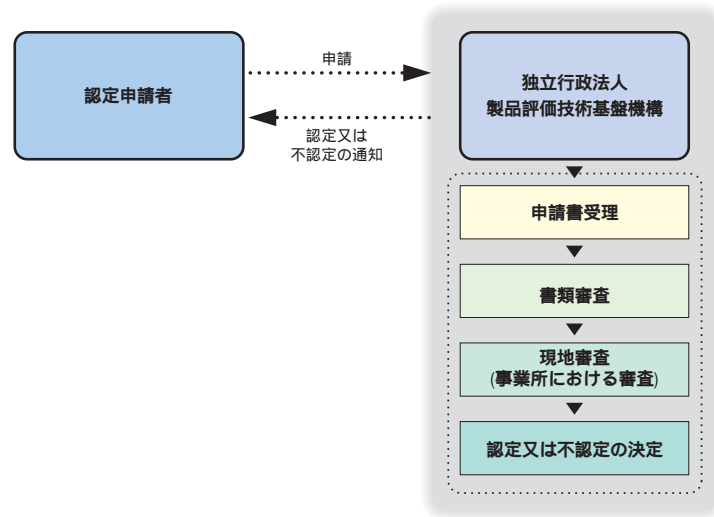


（注2）ダイオキシン類の計量証明事業においては、平成14年4月1日から製品評価技術基盤機構の認定を受けていることが、登録の際の要件として必要となります。ただし、法律施行時にダイオキシン類の計量証明の事業を行っている計量証明事業者は施行後一年間は、認定を受けていなくても事業を引き続き行うことができます。（猶予期間終了は平成15年3月31日です。）

（注3）認定の取得は全くの任意ですが、クロルデン、DDT、ヘプタクロルの計量証明事業についても特定計量証明事業の認定を受けることができます。

2 認定の手順

特定計量証明事業者の認定は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構で行われます。申請から認定までの概略は次のとおりです。



なお、認定申請等の手続きを詳しく解説した「特定計量証明事業者認定制度（MLAP）認定申請等の手続き」を公表していますのでご参照ください。この文章は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページでダウンロードができます。

3 認定の基準

認定審査においては、法律に規定されている次の認定基準について審査が行われます。

- 適切な管理組織を有していること
- 必要な技術能力を有していること
- 適切な業務の実施の方法を有していること

この認定基準は、国際整合性の確保の観点から国際規格 ISO/IEC 17025 (JISQ 17025) に沿って具体化され、ダイオキシン類の認定区分にあつては、平成 14 年経済産業省告示第 77 号「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準」として定められています。この文章は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページでダウンロードができます。



4 認定の公表

独立行政法人 製品評価技術基盤機構により、認定審査の結果から認定と決定されますとその証として認定証が交付されます。また、認定された旨を広く国民に周知するため、法律の規定に基づく公示の他、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されます。

[認定証の例]



[認定特定計量証明事業者一覧]



URL: <http://www.nite.go.jp/asse/mlap/list>

5 認定の有効期間

特定計量証明事業者の認定には、認定の有効期間が定められています。3年ごとに認定の更新を受けなければ認定は失効します。

なお、更新の手続きは、認定申請の手続きとほぼ同様に行われます。



6 フォローアップ

認定の期中には、認定特定計量証明事業者が継続的に能力を有していることを確認するために、独立行政法人 製品評価技術基盤機構により次のようなフォローアップが行われます。

1) フォローアップ調査

認定特定計量証明事業者に対して、認定の期中（3年間）に1回、品質システムの実施やその維持管理の状況について現地における調査が実施されます。

なお、フォローアップ調査は、認定及び認定の更新後、原則として1年から2年以内に実施されます。

2) 技能試験

認定特定計量証明事業者は、事業者の品質システムの維持及び自己改善活動の一環として、原則として認定の期中に1回の技能試験（注4）への参加が求められます。

（注4）技能試験とは、事業所の実績評価のために行う事業所間比較を意味し、事業所間比較とは、同等のサンプルについて複数の事業所において試験を実施し、事業所の報告結果を相互に比較することをいいます。

お問い合わせ先

特定計量証明事業者の認定に関することは

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
認定センター (IAJapan)
Tel : 03-3481-1633 Fax : 03-3481-1937
E-mail : mlap@nite.go.jp
URL : <http://www.nite.go.jp/asse/Mlap/>

計量制度に関することは

経済産業省産業技術環境局
知的基盤課計量行政室
Tel : 03-3501-1688 Fax : 03-3501-7851
E-mail : qqgcbha@meti.go.jp

特定計量証明事業者の認定申請は

独立行政法人 製品評価技術基盤機構の最寄りの
本所または支所へどうぞ。

本所 認定センター (IAJapan)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10
Tel : 03-3481-1633 Fax: 03-3481-1937
E-mail:mlap@nite.go.jp

北海道支所
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎4階
Tel : 011-709-2324 Fax: 011-709-2326

東北支所
〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
仙台合同庁舎 (試験庁舎)
Tel : 022-256-6423 Fax: 022-256-6434

北関東支所
〒376-0042 群馬県桐生市堤町3-7-4
Tel : 0277-22-5471 Fax: 0277-43-5063

中部支所
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
Tel : 052-951-1932 Fax: 052-951-3902

北陸支所
〒920-0024 石川県金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎7階
Tel : 076-231-0435 Fax: 076-263-9216

近畿支所
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館別館
Tel : 06-6942-1117 Fax: 06-6946-7280

中国支所
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第3号館
Tel : 082-211-0411 Fax: 082-221-5223

四国支所
〒760-0017 香川県高松市番町1-10-6
高松第一地方合同庁舎
Tel : 087-831-2671 Fax: 087-833-4668

九州支所
〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原2-1-28
Tel : 092-551-1315 Fax: 092-551-1329

計量証明事業者の登録に関することは

各都道府県に設置されている計量検定所等へ。
連絡先は、都道府県庁にお問い合わせ下さい。